住所　福岡県田川市寿町７番59号
許恵美　昭和55年２月27日生
住所　東京都世田谷区桜新町２丁目28番10号
李祐二　昭和46年10月11日生
住所　東京都東村山市秋津町４丁目１番地74
房暁燕　昭和57年11月23日生
住所　東京都府中市北山町１丁目14番地16
ジョルジ・オクムラ・シノザキ　昭和41年９月27日生
住所　三重県松阪市山室町216番地
金弘志　昭和21年３月10日生
住所　三重県松阪市駅部田町648番地４
朴敏子　昭和24年９月28日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目50番13号
金詩子　昭和53年３月22日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目50番13号
玄娟芯　昭和30年３月26日生
住所　東京都多摩市関戸２丁目44番地12
李允恵　昭和57年９月23日生
住所　東京都三鷹市上連雀１丁目５番22―402号
金典子　昭和48年11月13日生
住所　東京都足立区入谷４丁目11番８号
李始愛　昭和50年１月23日生
住所　東京都中央区湊２丁目16番26―407号
姜美里　昭和58年４月２日生
住所　千葉県柏市桜台９番10号
李由紀　昭和50年１月14日生
住所　岐阜県可児郡御嵩町御嵩952番地２
張仁傑　昭和52年５月27日生
住所　島根県浜田市浅井町649番地１
表朱里　昭和61年６月23日生
住所　大阪府東大阪市足代新町13番19号
金康平　昭和62年５月11日生
住所　愛知県春日井市気噴町北２丁目282番地
玄泰吉　昭和42年２月27日生
住所　奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目１番25号
尹種雄　昭和17年３月21日生
住所　愛知県名古屋市千種区今池南２番27号
金正子　昭和22年３月13日生
住所　奈良県大和高田市大字大谷251番地３
金淳恵　昭和60年１月22日生
住所　奈良県大和高田市大字大谷251番地３
玄美代子　昭和45年４月９日生
住所　奈良県大和高田市大字築山109番地８
玄弘美　昭和48年４月25日生
住所　奈良県桜井市大字桜井142番地５
金東洋　昭和45年１月１日生
許將寛　平成13年４月11日生

○外務省告示第十五号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、次のように改正され、その改正は、平成二十六年十月十日に効力を生じた。

（平成二十六年十月十日付け条約事務局通告）

平成二十七年一月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書Ⅲ

附属書Ⅲに掲げるカプラ・ヒルクス・アイガグルス（動物界脊椎動物門哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科）に、次の注釈を付する。

飼育された標本については、この条約の適用を受けない。

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一中「年八厘」を「年六厘」に、「年九厘五毛」を「年七厘五毛」に、「年一分九厘五毛」を「年一分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年三厘
九年を超え十二年以下	年三厘五毛
十二年を超え十四年以下	年四厘五毛
十四年を超え十七年以下	年五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年三厘
九年を超え十二年以下	年三厘五毛

十二年を超え十四年以下	年四厘五毛
十四年を超え十七年以下	年五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年六厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年二・〇五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次の一号を加える。

二十三　ロキソプロフェン

○厚生労働省告示第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるＤＥＫＲＡサーティフィケーション・ジャパン株式会社について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	名称	変更前の住所	変更後の住所	変更の日
ＡＯ	ＤＥＫＲＡサーティフィケーション・ジャパン株式会社	東京都港区東麻布一丁目十番十二号	東京都立川市曙町一丁目二十八番十号ウェストウイング七階	平成二十六年十月二十日

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年二・〇五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。